

料金収受業務における競争入札の概要について

1 料金収受業務及び競争入札の実施概要

(1) 首都高速道路における料金収受業務は、首都高速道路において通行料金の収受を行うとともに、お客様への道案内、入口閉鎖、回数通行券等の販売等の多様な業務を大量の交通を迅速に処理しながら実施するものです。

(2) 首都高速道路公団では料金収受業務の効率化、透明性の確保の観点から、逐次公募型指名競争入札を導入することとし、平成9年度の埼玉線における料金収受業務を初回に、平成10年度には神奈川線、平成11年度には東京線（西地区）、平成12年度には東京線（東地区）及び埼玉線、平成13年度には神奈川線、平成14年度には東京線（西地区）、平成15年度には東京線（東地区）及び神奈川線の一部において実施してきました。

(3) また、首都高速道路公団では料金収受業務のより一層の効率化、競争性及び透明性を高める観点から、前々回の競争入札から料金収受業務の発注規模を拡大するとともに、応募要件を緩和いたしました。

(4) 前々回の競争入札を実施した際に緩和した応募要件により、今回、東京線（東地区）において公募型指名競争入札を実施します。

なお、神奈川線については、今年度中に発注規模を拡大した競争入札を実施する予定です。

(5) 発注にあたっては、入札において最低価格を提示した者を落札予定者とし、その者と合理的な範囲で入札価格の見直しの協議を行い、合意を得た場合に落札価格を変更することができる価格協議方式の試行導入を実施します。

なお、東京線（西地区）の一部及び神奈川線についても、今年度中に本方式を導入した契約方法を実施する予定です。

2 競争入札の実施計画

この度、次のとおり東京線（東地区）の競争入札を実施します。

件名	料金所名
料金收受業務（東東京その1）	川口本線、八潮本線他16料金所
料金收受業務（東東京その2）	錦糸町本線他19料金所
料金收受業務（東東京その3）	大井本線、市川本線他17料金所

詳細は別表参照

3 競争入札の実施

競争入札に参加を希望する者を公募し、業務実施計画等に関する業務提案書及び企業結合関係を明らかにした企業結合関係確認資料（以下、「業務提案書等」という。）を審査した上で指名業者を選定する公募型指名競争入札を行います。

この場合の応募要件は次のとおりです。

- (1) 首都高速道路公団における平成15・16年度指名競争参加資格を有する者のうち「料金收受業務」に認定された者であること。

- (2) 次の業務経験を有すること。

料金收受業務（東東京その1）、料金收受業務（東東京その3）

次のア及びイに該当すること。

ア 24時間営業で現金收受を行う業務の経験を過去5年間に通算して2年以上有すること（この場合、常勤職員は10人以上及び1日当たりの取扱金額が100万円以上の業務経験を必要とします）。

イ 別表の履行場所欄中（ ）を付した料金計算所に、次の1）及び2）に該当する者を配置できること。

- 1) 該当する料金計算所に次に示すものを1人以上配置

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく有料道路または道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般自動車道（以下「有料道路」という。）において、1日当たりの取扱い交通量が3万台以上の料金所を所掌する料金計算所長としての業務経験を過去5年間に有する者

- 2) 該当する料金計算所に配置予定の収受員の1/3以上を配置

有料道路において、1日当たりの取扱い交通量が3万台以上の料金所の収受員としての業務経験を過去5年間に有する者

料金收受業務（東東京その2）

24時間営業で現金收受を行う業務の経験を過去5年間に通算して2年以上有する法人であること（この場合、常勤職員は10人以上及び1日当たりの取扱金額が100万円以上の業務経験を必要とします）。

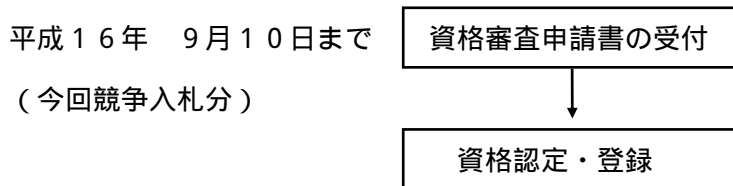
- (3) 次のいずれかの者を現場代理人として当該業務に配置できること。

有料道路において料金收受業務の管理・監督の経験を2年以上有する者

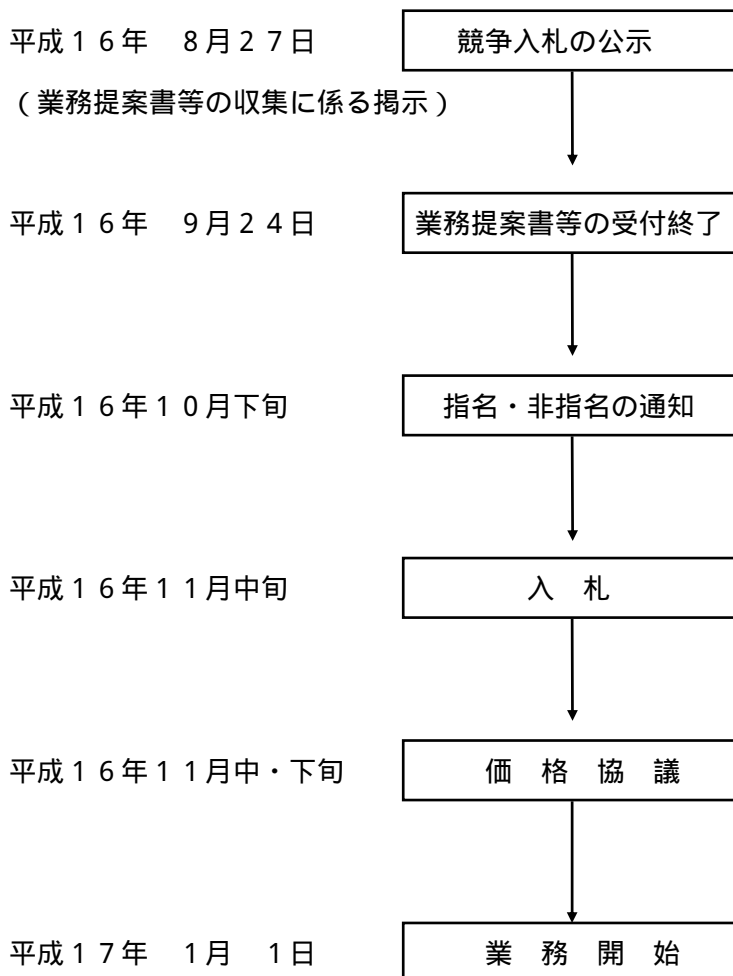
同種業務（駐車場会社、タクシー会社、バス会社、鉄道会社またはフェリー会社において24時間現金を扱う業務をいう。）の管理・監督の経験を2年以上有する者。ただし当該現場代理人の下に、有料道路における料金收受業務の管理業務の経験を2年以上有する者（収受員を除く）を事務職として1人以上配置できる場合に限る。

4 今後の予定

(1) 指名競争参加資格の認定



(2) 公募型指名競争入札の実施



以上

別 表

業務委託名	履行場所
料金收受業務（東東京その１）	<p><u>（ ）川口料金計算所（収受員１２５名）</u> 埼玉県川口市大字赤山１０４５ 川口本線料金所、安行料金所、新郷第一料金所、 新郷第二料金所、足立入谷料金所、加賀料金所、 鹿浜橋第一料金所、鹿浜橋第二料金所、扇大橋 第一料金所、扇大橋第二料金所、千住新橋第二 料金所</p> <p><u>（ ）八潮料金計算所（収受員８８名）</u> 埼玉県八潮市大字大瀬字稗田８１２－７ 八潮本線料金所、八潮南上料金所、八潮南下料 金所、加平南料金所、加平北料金所、小菅料 金所、千住新橋第一料金所</p>
料金收受業務（東東京その２）	<p><u>箱崎料金計算所（収受員８９名）</u> 東京都中央区日本橋箱崎町３－２３ 錦糸町本線料金所、錦糸町上料金所、錦糸町下 料金所、浜町料金所、箱崎料金所</p> <p><u>深川料金計算所（収受員４３名）</u> 東京都江東区木場２－１３－１４ 福住料金所、木場料金所、塩浜料金所、有明料 金所、台場料金所</p> <p><u>小菅料金計算所（収受員９０名）</u> 東京都葛飾区小菅１－１１－１８ 駒形料金所、向島第一料金所、向島第二料金所、 堤通第一料金所、堤通第二料金所、四つ木第一 料金所、四つ木第二料金所、平井大橋料金所、 船堀橋料金所、清新町料金所</p>

業務委託名	履行場所
料金收受業務（東東京その3）	<p data-bbox="751 280 1315 320"><u>（ ）大井料金計算所（収受員156名）</u></p> <p data-bbox="778 338 1166 374">東京都大田区東海3丁目地先</p> <p data-bbox="751 394 1374 651">大井本線料金所、大井料金所、大井南（東行）料金所、大井南（西行）料金所、大井南出口料金所、空港中央入口料金所、空港中央出口料金所、湾岸環八入口料金所、湾岸環八出口料金所、13号地料金所</p> <p data-bbox="751 728 1315 768"><u>（ ）市川料金計算所（収受員139名）</u></p> <p data-bbox="778 786 1193 822">千葉県市川市高浜町11番地先</p> <p data-bbox="751 842 1374 1043">市川本線料金所、千鳥町料金所、浦安第一料金所、浦安第二料金所、葛西第一料金所、葛西第二料金所、新木場第一料金所、新木場第二料金所、舞浜料金所</p>